

# 「所得税顧問」平成16年度法改正対応版 概要(Ver.H16.1)

「所得税顧問 Ver.H16.1」での対応内容をご案内します。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H15.1\*以降  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

## 2. 法改正とシステムの変更内容

システムに係る改正の内容と対応内容は次のとおりです。

### 土地・建物等の分離長期譲渡所得の税率等の引下げ等

長期譲渡所得の課税の特例(措法31)について、土地、建物を譲渡した場合の税率軽減の特例が廃止され、税率が引き下げられました。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)について、税率が引き下げられ、その適用期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。

システムでは、税率の引き下げに対応しました。

### 土地・建物等の短期譲渡所得の税率等の引下げ

土地、建物等の短期譲渡所得(譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下である土地、建物等を譲渡した場合の所得)に対する税率が引き下げられました。

システムでは、税率の変更に対応しました。なお、上記改正にともない、「分離課税の短期譲渡所得の税額計算書」がなくなります。

### 土地・建物等の長期譲渡所得の100万円の特別控除の廃止

土地、建物等の長期譲渡所得の100万円の特別控除が廃止されました。

システムでは、第三表の入力において、特別控除額は手入力する項目であるため、この改正によるシステムへの影響はありません。

### 損益通算及び繰越控除の廃止

土地、建物等の長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額及び土地、建物等の短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及び翌年以降の繰越しを認めないこととされました。また、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上損失が生じた場合には、土地、建物等の長期譲渡所得の金額及び土地、建物等の短期譲渡所得の金額との損益通算も認めないこととされました。

システムでは、上記改正にともなう、第四表、第三表および損益の通算の計算書の様式変更に対応しました。土地、建物等の譲渡による分離譲渡所得については、それ以外の所得と損益通算されないように、また損失が生じた場合は翌年に繰越されないように対応しました。

### 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の創設

システムでは、改正内容にともなう第四表、第三表および損益の通算の計算書の変更に対応しました。

### 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の改正

システムでは、改正にともなう第四表、第三表および損益の通算の計算書の様式変更に対応しました。

### 上場株式等以外の株式等の税率の引下げ

上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率が15%(改正前20%)に引き下げられました(措法37の10)。

システムでは、上記税率の引き下げに対応しました。

### 配偶者特別控除制度の一部廃止

平成16年度の税制改正により、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)について配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されました。

システムでは、上乗せして適用される部分が計上されないように対応しました。

## 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、平成16年から平成20年までに居住の用に供した場合の控除期間、受託借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとされました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成16年	10年間	5,000万円以下の部分	・1年目から10年目まで 1%
平成17年	同上	4,000万円以下の部分	・1年目から8年目まで ・9年目及び10年目 1% 0.5%
平成18年	同上	3,000万円以下の部分	・1年目から7年目まで ・8年目から10年目まで 1% 0.5%
平成19年	同上	2,500万円以下の部分	・1年目から6年目まで ・7年目から10年目まで 1% 0.5%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	・1年目から6年目まで ・7年目から10年目まで 1% 0.5%

システムでは、表のとおり、各居住年度に応じた住宅借入金等特別控除額が計算されるように対応しました。

なお、住宅借入金の適用の終了により「住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書（平成10年以前に居住の用に供した方用）」がなくなります。

### その他様式変更への対応について

平成16年申告分(平成16年3月)より使用する確定申告書および添付する帳票のうち、システムが対応している帳票の様式変更に対応しました。

確定申告書A様式第一表、第二表

確定申告書B様式第一表、第二表

第四表(損失申告用)(一)(二)

第五表(修正申告用)

### 対象年月日の更新

次のとおり、各種控除の対象年月日が変更になります。

- ・ 老年者控除（老年者控除の廃止は平成17年度版で対応します）  
昭和16年1月1日以前生まれの人が老年者控除の対象になります。
- ・ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族  
昭和10年1月1日以前生まれの人が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の対象になります。
- ・ 特定扶養親族  
昭和57年1月2日~昭和64年1月1日までの間に生まれた人が特定扶養親族の対象になります。
- ・ 住宅借入金等特別控除額の適用期間の変更  
住宅借入金等控除額において、対象となる居住開始年月日を平成11年1月1日~平成16年12月31日に変更し、居住開始年月日に応じて控除額の計算を行います。

## 3. その他変更内容

次の点につきましても、変更しました。

### 前年データ取り込み時の処理の簡素化

15年版のプログラムで繰越処理した個人データを16年版に登録し、その個人を初回選択して16年度版データに変換するまでの処理手順を簡素化します。

前年データ取り込みからデータ変換までが一度に行われるため、今までより処理に時間がかかります。このため、前年データ取り込み時の処理画面に、「現在の処理件数/指定したデータ件数」を表示し、処理中の状況が確認できるように対応しました。

### 選択した個人データのカーソル位置の復元対応

個人選択・登録画面で選択して処理した後に、個人選択画面に戻ると、一番先頭にいる個人データの行が選択表示されますが、この部分を改善し、直前に選択していた個人の行が選択表示されるように対応しました。

### 個人選択・登録画面のフリガナ順の並べ替え対応

個人選択・登録画面で「氏名」の欄を押すと、現在はSHIFT JISコード順で氏名の並べ替えされますが、フリガナ順でも並べ替えできるように対応しました。

### 損失申告時の繰越処理の改善

損失申告書について、翌年のために繰り越される項目のうち、次の項目について、税務署から配布される確定申告書の手引きのとおり、繰り越されるように変更します。

### 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書 四面のメッセージ対応

四面「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の「連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合( )」について、現在連帯債務の負担割合の合計が100%ではないときは、警告メッセージを表示するように対応しました。

### 青色申告決算書 / 収支内訳書の損益計算書の所得金額および収入金額等の上書き対応

現在、集計(黄色)項目である以下の項目を上書き(水色)項目に変更します。

- ・青色申告決算書(不動産) : 損益計算書「(3)収入金額」
- ・青色申告決算書(農業) : 損益計算書の「(48)所得金額」
- ・収支内訳書(一般) : 損益計算書の「(21)所得金額」
- ・収支内訳書(農業) : 損益計算書の「 所得金額」
- ・収支内訳書(不動産) : 損益計算書「(3)名義書換料・その他」

### 財務青色決算書データ連動時のメッセージ対応等

財務青色決算書データ連動で、「残高集計される項目のみ連動する」のチェックがオフの場合は、連動時にメッセージを表示して、連動項目は残高集計される項目以外すべてが財務システム側のデータに上書きされることが分かるように対応しました。

### 一括印刷画面からの Storafire への帳票出力対応

一括印刷画面に、<ファイリング> ボタンを追加して Storafire との連携ができるように対応しました。Storafire との連携には、応援 IKX 連携オプションソフトが別途必要です。

### その他

その他、画面表示を次のとおり変更します。

- オプションメニューの「前年データ取り込み」を個人選択・登録画面右側のメニューにも追加します。
- 税務署用紙への印刷画面に「正しく印刷されない場合は」のボタンを追加します。

## 4. H15年度版で繰越処理した16年度データについて

H15年度版で繰越処理を行い、平成16年度になっているデータについては先行入力したデータも含めて、平成16年度版で前年データ取り込みを行うことでそのまま使用できます。

## 5. 電子申告対応について

平成16年度の所得税システムで対応している帳票を、電子申告システムに取り込むための更新プログラムは別商品になります。

## 6. プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。

詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

- 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- 学校等の教育用途として使用する場合

### 【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。

## 7.動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®XP/2000/Me/98 (*1)	Windows®2000Server Windows®Server2003 (*1)	
メモリ	64MB 以上 (128MB 以上推奨) XP/2000 の場合 128MB (256MB 以上推奨)	256MB 以上	
CPU	お使いのOS が推奨する環境以上 (Pentium® 500MHz 以上推奨)		
ディスプレイ	解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 Windows® XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上		
HDD	75MB 以上(*2)	48MB 以上	28MB 以上(*2)
データ容量	登録数×100KB(*3)	-----	登録数×100KB(*3)
最大用紙サイズ	A3 (青色申告決算書は切り離して印刷も可能)		
プリンタ	レーザープリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*4)		

(\*1): Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアント、スタンドアロン版用として使用することはできません。また、クライアントはWindows®XP/2000 Professionalをご使用下さい。

(\*2): 内、郵便番号辞書が20MBです。郵便番号辞書は削除することも可能です。

(\*3): 分離課税で全帳票を設定した場合の容量です。区分や明細数によって容量は異なります。

(\*4): カラープリンタはEPSON製が対象です。

#### カラー印刷に関する注意

OCRの正確なカラー出力を行うために、以下のプリンタについて動作確認をさせていただきました。ただし、カラー出力した申告書の提出に際しては、事前に所轄税務署の確認が必要になります。窓口によって対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

LP9200C・LP9000C・LP9800C・LP8800C・LP9500C(販売終了)